

令和7年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和7年3月18日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年3月18日 午前10時00分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第18号 | 令和6年度川南町一般会計補正予算(第16号) |
| 日程第2 | 議案第19号 | 令和6年度川南町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第3 | 議案第20号 | 令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第 5号 | 川南町経済推進会議設置条例を定めるについて |
| 日程第5 | 議案第 6号 | 川南町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を定めるについて |
| 日程第6 | 議案第 7号 | 川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第 8号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第 9号 | 川南町職員特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第10号 | 固定資産評価員及び固定資産評価補助員条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第11号 | 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第12号 | 川南町学校給食共同調理場条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第13号 | 川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第14号 | 川南町営住宅管理条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第15号 | 川南町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第16号 | 川南町道路占用料徴収条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第17号 | 川南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第21号 | 令和7年度川南町一般会計予算 |
| 日程第18 | 議案第22号 | 令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第23号 | 令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第24号 | 令和7年度川南町介護認定審査会特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第25号 | 令和7年度川南町介護保険特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第26号 | 令和7年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算 |

- 日程第23 議案第27号 令和7年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算
- 日程第24 議案第28号 令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算
- 日程第25 議案第29号 令和7年度川南町水道事業会計予算
- 日程第26 議案第30号 令和7年度川南町下水道事業会計予算
- 日程第27 議案第31号 訴訟上の和解について

出席議員(12名)

1番 小 嶋 貴 子 議員	2番 今 井 孝 一 議員
3番 中 瀬 修 議員	4番 金 丸 和 史 議員
5番 河 野 浩 一 議員	6番 北 原 輝 隆 議員
7番 江 藤 宗 武 議員	8番 岸 本 茂 樹 議員
9番 永 友 美 智 子 議員	11番 蓑 原 敏 朗 議員
12番 徳 弘 美 津 子 議員	13番 中 村 昭 人 議員

欠席議員(1名)

10番 河 野 禎 明 議員

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長	平 野 博 康 君	会計管理者・ 会計課長	石 井 美 貴 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午前10時00分開会

○議長（中村 昭人議員） おはようございます。先週に引き続き、河野禎明議員から、体調不良のため欠席するとの届出がありましたので、御報告をいたします。

これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び第9条の規定により、議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否を表明することはできません。また、写真動画撮影、録音はできませんのでよろしくお願いをいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第18号令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）」、日程第2「議案第19号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、日程第3「議案第20号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）」、本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） おはようございます。総務厚生常任委員会報告をさせていただきます。

総務厚生常任委員会に付託されました議案第18号、19号について、そのまま審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も3月14日に関係職員の出席を求め、課長以下、職員の説明を受けました。

議案第18号令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ5439万4000円を追加し、予算の総額は、歳入歳出それぞれ168億1370万7000円となりました。

主なものについて報告します。

財政課、繰越明許費600万円を計上しています。これは庁舎3階電算室を会議室として活用するため、間仕切り工事をするためのものです。新たに扉と仕切り部材の必要数が増加したことにより、材料入荷に時間を要するため、年度内の完了が難しくなったためです。

歳出については、財政調整基金への積立分として6億226万5000円を増額しています。これは全体的な歳入の増額分や歳出の減額分を財政調整基金に積み立てるものです。令和6年度の年度末の地方債は5億2384万5000円となる見込みです。

総務課、歳出予算の選挙啓発費220万円と選挙管理事業519万4000円の減額は、昨年執行された町長選挙、衆議院議員選挙等の執行残を減額するものです。

消防施設費428万3000円は、道路工事費等による水道管布設替えに伴う消防給水管の負担金確定による増額です。

まちづくり課、広域的コミュニティバス路線補助金が歳出270万8000円減額になっていま

す。三和交通が運行している高鍋・都農線の事業費確定に伴う減額です。

タクシー利用料金助成補助金では、歳出476万8000円の減額となっています。令和6年度の実証事業で、75歳以上の方にタクシー初乗り料金610円の利用券24枚を補助するもので、対象者2,899人中386人の申請があり、そのうちチケットを使用したのは255人ということです。

会計課、寄附金1045万円のうち、ふるさと納税1020万円の増額は、企業版ふるさと納税の寄附実績に基づくものです。令和7年1月末で、12企業から寄附の申出を受けています。ふるさと納税の総額は、令和7年2月末時点で約47億円とのことです。

福祉課、繰越明抛費、物価高騰対応重点支援事業6600万円は、主に令和6年度定額減税において、令和6年度所得税が確定した後に減税枠を使い切っていないと判明した者への給付金の支給に対応するものです。

歳出では、物価高騰対策重点支援事業については、歳出予算で定額減税不足額給付分の給付金として、対象者2,700人分の6300万円が計上されています。

障害福祉サービス費1919万5000円の増額は、居宅介護や生活介護・重度訪問介護等サービス受給者の増加によるものです。

町民健康課、歳出の子ども・子育て支援の拡充、妊婦等健康診査委託料300万円、出産子育て応援支援金215万円の減額、これは妊婦健康診査を90人で見込んでいたものを75人で見込み直し、出産・子育て応援支援金は当初見込んでいた対象者数、妊婦90人、出生90人を、妊婦75人、出生62人と見込み直しをしたものです。また、令和6年4月1日から令和7年2月末日で、出生数は56人となっております。

健康づくり推進自発的健康管理インセンティブ4514万4000円の減額は、予防接種委託料に係る費用の減額です。予防接種委託料定期の分が2978万円、予防接種委託料任意の分が1498万7000円の減額となっています。当初、新型コロナウイルス感染症定期予防接種で3,000人を見込んでいたものを、740人で見込み直し、带状疱疹任意予防接種で1,000人を見込んでいたものが450人に見込み直しをしたことによるものです。

以上、議案第18号については、討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第19号川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）、福祉課より説明を受けました。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3974万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7658万6000円となります。

歳入については、第1号被保険者保険料ということで現年度分の特別徴収が454万9000円を増額しています。年金等からの天引きの方が対象になり、当初の見込みよりは多かったということで、今回増額になりました。滞納繰越分ということで26万5000円です。こちらも実績の見込みによって増額です。

歳出については、保健福祉事業負担金、訪問給食サービス事業、現年度分180万円増額となっています。65歳以上の単身世帯、又は高齢者のみの世帯などに給食を届けている事業を

社会福祉協議会に委託をしています。利用者の増加により、今回180万円の増額になりました。

以上、討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第18号 令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）及び議案第20号 令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）における関係予算の審査の経過と結果について報告します。

令和6年3月14日午前9時40分より委員会にて関係担当課職員の出席の下に慎重に審査しました。

原案は、令和6年度に上程された本町事業予算の執行実績、結果を表すもので、おおむね執行残、入札残等の減額になっておりました。職員の経費削減に向けた努力の後が見えたとともに、適正に執行されておりました。

討論、採決の結果、全会一致で原案どおり認め、可決いたしました。

なお、各課の審査の課程及び意見、要望等を次のとおり報告させていただきます。

議案第18号 令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5439万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ168億1370万7000円とするものです。

まず、環境課の繰越明許費4款1項生活用水対策費、地元管理生活用水施設整備事業500万円は、白髭地区井戸の掘削において、1本目の水脈の量が少なく、2本目の井戸の掘削の必要性が生じたものです。繰越明許費を提案した時点ではボーリング調査中で掘削してみないと湧水状況、水量、水質等、不確定要素が多く、年度内に完了するか不明確だったため計上しましたが、実際には年度内に完了したとのことです。この事業で白髭地区の要望は満たされる状況になり、水質検査も終わり、水量も確保でき、年度内に執行できるため繰り越さないとのことでした。

次に、農地課の6款1項1目農業委員会費負担金補助及び交付金113万9000円の増額の主なものは、大規模経営体育成支援協力金の事業実績によるものです。令和5年度と6年度に実施される県単独事業との説明を受けました。農業者の減少による耕作放棄地の増加を防ぐため、担い手に農地を貸し付けることを目的としており、経営規模10ヘクタール以上の大規模農家が農地中間管理事業を通じて農地を貸し付けた場合、一反当たり2万円が交付されます。この事業のニーズも高まり、事業実績に応じた増額とのことでした。

次に、産業推進課の繰越明許費6款1項農業費の畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業補助金1億2919万3000円は、孵卵施設の受注メーカーがオランダの企業であったため、発電機の電圧が特殊仕様となったことのことです。国内における非常用発電機の需要増加と製造

部品の供給逼迫により、工期が延長されとの説明を受けました。さらに、後期は年末まで遅延する可能性があるとのことでした。

同じく繰越明許費の7款1項商工費の川南町産業用地適地調査業務委託料770万円は、本町における地域特性を把握し、社会経済の動向を踏まえ、新たな工業団地立地の可能性を検討し、産業用地の適地を選定する事業です。アンケート調査の回答に時間を要し、年度内の事業完了が見込めない状況とのことでした。完了見込みは6月頃になるとのことでした。

7款1項3目観光費、花火大会補助金500万円の減額は、今年度中の支出見込みなしによるもので、開催を支援する団体等の成り手不足により実施困難な状況が大きいとのことでした。

次に、建設課の8款2項3目道路新設改良費、町道改良工事2000万円の減額は、当初予算3130万円に対し、設計見直しと精査により1000万円で施工したことによるものです。課内での協議によって精査され、大幅な修正が実現したとのことでした。

8款2項4目東九州自動車道対策費委託料2500万円の減額、8款3項3目都市公園費運動公園プール改修基本計画策定業務委託料350万円の減額は、当初は町側で必要な書類準備を進める計画でありましたが、町長・副町長辞職により、委託業務発注には至らなかったとのことでした。その後、現町長就任後、計画見直しと予算再検討が行われ、全額減額補正となりました。今後、必要であれば再度予算を検討するとのことでした。

次に、教育課の10款2項小学校費、3項中学校費の2目教育振興費の入学支援給付金の減額理由は、対象者全員へ給付金を支給後の執行残です。今後は、現物支給や在籍中の利用も可能な制度への変更も検討しているとのことでした。

全体を通して、委員からの意見として予算が計上されていながら全く執行されていないのは問題ではないか、予算は根拠に基づいて計上すべきで、予算編成は慎重に行うべきではないか、長期総合計画にないことや裏づけのないことをトップダウンで決定するのはいかなものか、など厳しい意見もありましたが、逆に、年度途中で執行部・町長が交代した影響が大きいのではなかったか、前執行部の意向で作成された予算が、執行部交代後に再検討された結果、このような結論に至ったと捉えれば問題はないのではないかという擁護的な意見もありました。

議案第20号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万9000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ382万1000円とするものです。

減額の理由としては、使用実績の件数は変わらないが、使用量が想定より少なかったとのことでした。この制度は平成28年度から尾鈴地区土地改良事業県営事業が完了するまで畑かん用水の暫定的水利権として畜産用水に使用するために導入されたものです。尾鈴地区土地改良事業県営事業が完了した後については、各農家は当初から本事業の水を利用していたわけではなく、各自で井戸などを確保し使用しており、元の状態に戻るという制約をもらって

いるとのことでした。

委員からは、事業が完了した後も恒久的に使えないかという意見があり、町としても各団体からの要望もあり、継続して県や国と協議をしていきたいとのことでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。討論、採決は議案ごとに行います。

議案第18号令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和6年度川南町一般会計補正予算（第16号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和6年度川南町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4「議案第5号川南町経済推進会議設置条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第5「議案第6号川南町草地畜産基盤整備事業分担金徴収条例を定めるについて」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第6「議案第7号川南町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び川南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7「議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議

題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 御質問申し上げます。川南町一般職員の給与に関する条例の一部改正についての第10条の3の3、住居手当について御質問申し上げます。

この（2）のところにおきまして、第11条の3第1項又は第3項の規定により、単身赴任手当を支給される職員で配偶者、その次、「（提出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、以下同じで）」ということが追加されていると思いますけれども、この事実上婚姻関係と同様の事情にある者とはどのように判断すればよろしいでしょうか、御返答をお願いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 北原議員の御質疑にお答えします。

事実上婚姻関係と同様の事情にある者ということですのでけれども、これにつきましては内縁関係にある方というふうに御理解いただければと思います。

以上です。

○議員（北原 輝隆議員） 返答ありがとうございます。その他のいろいろな関係のことも考えられることがあるかと思いますが、その辺のところもまた考えていただけるといいかなと思いますが、いかがなものでしょうか、どうぞ。

○議長（中村 昭人議員） 議案に対してなので、質疑ではないというふうに、すみません。他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8「議案第9号川南町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9「議案第10号固定資産評価員及び固定資産評価補助員条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10「議案第11号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第11号について伺います。

改正は、町内に住所を有しない人が1,500円が1年度当たり、あと1回当たり300円とありますが、どのようにこれは選択をされるのか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

どのように選択をされるのかというのは、1回料金にするか、その年間の料金にするかということでしょうか。

それは利用者が判断するものだと考えています。自分が何度も利用しようとするものであれば、年間の利用となるでしょうし、令和5年の実績を見ると、町外の利用者が平均で6.1回利用されています。今回300円の料金を設定したのも、年間料金を支払った方が1回料金が5回で1,500円ということになりますが、不利益を被らないために1回料金を300円にしたものなので、あと利用をどちらにするかについては利用者が決めるものかと思っております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） この利用料金については、様々な声を私たちにもいただいております。基本的な使い方としてはもちろん町外の方が使うのでしょうけど、里帰り出産をしている人です。だから、住所はないけれども実家が川南にある方が里帰り出産するので、その間に上の子の面倒を見るために利用されるときにもお金を取るということで、いろいろ要望があるんですね。確かに1人300円ということは、1人で来るわけではありませぬので、子供が1人、必ず保護者が連れ立っているんで、必ず1回600円いるということの考え方だろうと思うんです。やっぱり、町外にいる人から使用料を取るといのはどういった考え方、もう私たちにすれば取らなくていいんじゃないかと思うんですけれども、その考え方です。利用料金を町外の人から徴収するという考え方がもし分かれば教えてください。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

なぜ町外の方から利用料を取るのかということなのですが、今回、既に町外の方は1,500円という利用料が決まっていたので、今回の300円を設定することに関しては、やはり無料ということではなく、有料ということで金額を設定させていただきました。なので、今回の議案については町外の方から取る、取らないの議論のことではないのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第11「議案第12号川南町学校給食共同調理場条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第12「議案第13号川南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第13「議案第14号川南町営住宅管理条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第14「議案第15号川南町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第15「議案第16号川南町道路占用料徴収条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第16「議案第17号川南町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は文教産業常任

委員会に付託します。

日程第17「議案第21号令和7年度川南町一般会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（河野 浩一議員） 議案第21号令和7年度一般会計予算。

14ページに歳出がありますけど、農林水産業費が本年度予算が8億1700万円ぐらいで、去年は18億ぐらいの予算だったように書いてあります。これで比較が今年は10億ぐらい少なく計上してありますけど、なぜこんなふうに少なくなったのか、説明をお願いします。

○産業推進課長（河野 英樹君） 河野議員の御質疑にお答えします。

予算書14ページ、農林水産業費の昨年度の比較で大幅予算減となっている原因でございますが、令和6年度におきましては大規模な国庫補助事業がございました。それがないことが主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） 河野浩一議員、所管の事項になりますので、委員会での審査でお願いしたいと思いますよろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） まず、ページ数でいきます。180ページ、8款3項の2公共交通費の負担金でタクシー利用料金の助成です、732万円ですが、その積算根拠をお示してください。

それから、191ページ、9款消防費、1消防費、4目の災害対策費110万、防災用井戸設置工事とありますが、どこを考えているのか、飲料水の確保なのか、それとも消防用とかそういうものなのか伺います。

それから、戻ります、75ページの総務費の中です。2款総務費1項総務管理費、5財産管理費で315万円のお試し滞在施設事業継続不可能ということで、昨年大雨で浸水したお試し滞在施設だと思うんですが、令和2年度分の返還ということで、これは全額の返還となつたのでしょうか。現在の状況を教えてください。使用状況です、もう使えないのか、そちらを伺います。

それから、75ページ、2款総務費、1総務管理費です。高等学校支援金2664万円ありますが、この内容です。1人当たりの金額と人数、このような施策をしている自治体があるのか伺います。それと財源です。これの財源を伺います。

それから、91ページです。2款総務費、1総務管理費861万8000円で、男女共同参画計画に関する予算として、1度、この男女共同参画について委員会が立ち上がりましたが、当時の検証はなされたか伺います。

それから113ページ、3款民生費、1社会福祉費老人福祉費360万8000円の敬老祝金、積算根拠と内容について、お教えてください。

それから、115ページ、3款民生費、1社会福祉費、4介護福祉費のこれはいいです、大

丈夫です。

以上について伺います。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

まず、181ページのタクシー利用料金助成補助金の積算根拠ということですが、令和6年度に実証事業といたしまして実施したときに、チケットの利用者が255人ということでやったので、そこを一応ベースとして考えたときに500人分ということで610円の12カ月の2回、24枚チケット配付ということで500人分ということで732万円と算定しております。

それから、お試し滞在施設に関してですが。75ページですか、現状といたしましては床上まで浸水していますので、今後使うということになれば床自体が1回水を含んでいますので、それ自体の張り替えとか、そういったことが必要になりますので、現状としては畳といえますかそういったものも剥がした状態で、実際お貸しすることはできない状況になっています。

国庫補助金としては、令和2年度に国のほうから385万円の補助を受けて実施しております。その満額返還ではなくて、経過年数によってということで、まだ確定はしていないんですが、その経過年数に合わせて一応算定してということで315万円計上しているところです。

それから、高等学校の就学支援金です。これが75ページです。2664万円、こちらについては6年度と同様に月額5,000円の12カ月、444人分で算定をしております。財源については、ふるさと振興基金を使っております。この似たような事業をほかの自治体でやっているかということについては、その情報はまだ持っておりません。

私に関しては以上ですかね。以上で終わります。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

191ページの防災井戸の設置工事110万円ですけれども、場所等決まっているのかということでの御質疑だったと思います。

まだ場所等に関しては未定になっております。町有地で以前使っていた井戸等あると思いますので、そういったものを調査して使えそうなところを選別して井戸のほうを工事をしてみたいというふうに考えております。

91ページ、男女共同参画基本計画策定支援業務委託料の487万3000円について、この計画策定に当たって検証はなされたのかということでもありますけれども、この策定業務は、今回更新の時期を迎えておりまして、5年間の計画を立てております。今回、更新の時期ということで、これから下のほうにありますアンケートの業務とかの実施をしまして検証していきながら策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

敬老祝金事業委託料の積算根拠ということでよかったでしょうか。

こちらについては、75歳以上の方の高齢者を対象に1,000円の商品券を配付する事業であります。

積算の根拠といたしましては、75歳以上の高齢者の数が3,392名と、あと残りは事務費になっております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 防災用とあるので何か特別に災害があったときに飲み水に使えたりするように特別に掘るものかなと思ったんですけど、そういうわけではないんですか。

それと、お試し滞在が今、使用不可能ということで、今後、これに代わる施設をどういうふうに考えているのか。お試し滞在については、民間の宿泊施設を利用する場合に利用料の補助があったりするんですけども、それでもうやり終えてしまうのかというのと、そこあたりの町外の人誘致の施策をどのように考えているのかなと思っています。

高等学校就学支援金、これはほかの町の自治体にはないと言われますが、もっとPRをしてもいいのかなと、子育て支援の中でやっているということがほかの町知りませんが、いろんな媒体を使ってこういうことをやっているというのは言っているのかなと思っています。

男女共同参画、ちょっと私もそのとき副議長をしていたので立場で参画したんですけど、どういうふうな動きがあってこの5年間で何があったかというのが見えてこないの、なかなか長きでこのあたりをもうちょっと精査してしっかりとやってもらいたいと思っています。

敬老祝金、先ほど75歳の商品券と言われましたが、これは例えば自治公民館が何か独自でやろうとしたときはそれに代わるものでよろしいのでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

自治公民館がそれとは別に敬老行事等をやることに対しては、別に敬老行事交付金という新たな事業をやることにしておりますので、そちらのほうで対応していただきたいと思います。

以上でございます。

○まちづくり課長（稲田 隆志君） お試し滞在施設に関してですが、新たにどこかお試し滞在施設としてということは考えておりません。7年度については、お試し滞在の助成金のほうを増額いたしております。そちらのほうで対応したいと考えております。

以上です。

○総務課長（小嶋 哲也君） 防災用の井戸について飲み水ではないのかということですが、防災用の井戸に関しましては飲み水としては考えておりません。

やっぱり災害関連死等で一番問題になるのは生活用水の確保だと思っていますので、生活用水の確保に使用できればというふうに考えております。

男女共同参画の計画については、しっかりと精査しながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） 1点だけ、敬老祝金、自治公民館が独自にやりたいといえ、

別に支給するというこの考え方でよろしいですか。例えば、一律に商品券は配られつつ、自治公民館でも敬老祝金の催しものをするときに予算措置をするということでもよろしいでしょうか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

敬老祝金事業の委託料につきましては、あくまでも75歳以上の方に商品券を配付する、町のほうから配付するということです。

敬老行事交付金につきましては、自治公民館と自治公民館で開催されない場合には振興班というのも想定しておりますが、そういったところが自主的に敬老行事を行うことに対して交付金を出すことにしております。なので、あくまでも敬老行事ということなので、新たに自治公民館から商品券等を配付するものには交付はできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（河野 浩一議員） 6款農林水産業費、161ページです、下のほうです。320の水産業林業の振興、合板・製材・集成材国際競争強化……

○議長（中村 昭人議員） 河野浩一議員、文教産業の付託になりますので、御自身の委員会では委員会での質問をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします、ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は各所管事項別にそれぞれ所管の常任委員会に付託します。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時58分休憩

.....

午前11時08分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行します。

日程第18「議案第22号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第19「議案第23号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第20「議案第24号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第21「議案第25号令和7年度川南町介護保険特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第25号令和7年度川南町介護保険特別会計予算について、1点だけ伺います。

29ページになります。

2款保険給付費、2介護予防サービス、1介護予防サービス給付費3910万円ですが、この内容についてどういう事業が計画されているのか。このサービスの内容を広く広報する、知る、住民が、手段をどのように考えているか伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

介護予防サービス給付費負担金3910万円です。よかったですかね。

こちらの内容については、訪問サービスであったり通所サービス、あと福祉用具、住宅改修の利用の負担となっております。保険者が所得に応じて7割から9割の給付費で負担をしてもらうという事業になります。

あと、どうやって広報するかということなんですが、特にこちらの給付費について広報は

これまでもしております。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） 昨年、介護予防についていろいろ議会で委員会など立ち上がって同僚議員がいろいろな立場になったのですが、このときに介護予防の中から出ていることでいろいろ言われた、この金額にはそれは入っているんですか。例えば、百歳体操だったり、ヨガとか元気アップとかありますけど、これがそこに入っているという考えでいいんですか。

○福祉課長（河野 賢二君） ただいまの御質疑にお答えしたいと思います。

昨年からいろいろと御審議いただいた元気アップ事業等については、こちらの予算には入っておりません。

ページでいきますと、41ページ、4款1項1目の保健福祉事業費の介護予防教室委託料ということで624万円を計上しております。そちらが今回の費用でございます。

以上でございます。

○議員（徳弘 美津子議員） この金額ですね。昨年のときに同僚議員が知らなかったという話をされて、委員会の中でどう審議されているのかということで、その委員会の中できちんとそれが明確にされていて委員長報告でもあれば、あんな問題にならなかったのではないかなと思うんです。きちんとそこあたりは委員会でもそうですし、適正に行われるといい。あとは、やはりどういう事業があるかは広報手段をちゃんとしていってほしいと思っております。現状のままでいいのか、それともさらに拡充してやっていくのかという、新たな方策を考えているかどうかを伺います。

○福祉課長（河野 賢二君） 今の御質疑にお答えしたいと思います。

前の議会のときから、いろいろ御指摘を受けたことにつきましては、我々も今後どうしていくかということを考えまして、その方法とか、以前、公募をしていないということなどが問題になったかと思います。そういったことに関しても、今回は公募を行うとか。事業の内容についても、今回は新しく予算組みをしておりますので、また委員会の中で説明していけたらと思います。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第22「議案第26号令和7年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算」を議題とします。
これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は総務厚生常任委員会に付託します。

日程第23「議案第27号令和7年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第24「議案第28号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子議員） 電子地域通貨事業特別会計で御質問します。

さきの電子通貨販売に関しましては、4時間弱で売り切れてしまうということで苦情がたくさんきたのですが、電子通貨事業費5億4545万1000円の使い方を具体的に教えていただけますか。上限が幾らとか、何人想定しているとか、期限はいつまでとかいう、そういうことがあれば教えてください。

○産業推進課長（河野 英樹君） 小嶋議員の御質疑にお答えいたします。

特別会計の歳出の項目におきましては、15ページでございます。役務費と拠出金という予算立てでございます。御質疑の趣旨がちょっと分からない部分もあるのですが、プレミアムという臨時交付金とか県の補助金などを使って事業を行う場合があります。それにつきましてはプレミアム率が10%、若しくは20%とかいろいろありますけれども、それについての具体がこれから決めていくものでございますので、今のところ、この事業費は、詳細ですか、そこまでにつきましては、質問の趣旨がちょっと分からなくなってきましたんですけど、今、確実に決めていることというものはまだございません。

以上でございます。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第25「議案第29号令和7年度川南町水道事業会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第29号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第26「議案第30号令和7年度川南町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は文教産業常任委員会に付託します。

日程第27「議案第31号訴訟上の和解について」を議題とします。

朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第31号につきまして、その提案理由を説明申し上げます。

この議案は、令和6年（行ウ）第2号及び同第7号の行政処分取消請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

和解の内容といたしましては、川南町長、川南町教育委員会及び本件手続の川南町選定委員会が原告を失格にした事実がないこと、及び一旦は原告が指定管理者候補者第1位と評定

されたことを確認するものです。

また、令和6年1月31日付け川南町選定委員会委員長の文書において、原告を失格とした旨の記載が誤りであることを認め、原告に対して遺憾の意を表するものです。

また、原告はほかの指定管理者候補者を指定管理者に指定したことに異議を述べず、その余の請求を放棄するものです。

このほかに原告及び被告は、本件手続及びこれに関する国家賠償請求などの民事上の責任に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権・債務がないことを相互に確認し、訴訟費用は各自の負担とするものです。

以上、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これから本議案について質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（徳弘 美津子議員） 1点だけ伺います。この和解案の4項目の最後の方に「遺憾の意を表する」とありますが、町としてどのような遺憾の意を表明するのでしょうか。公に何か形を残すということによろしいでしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 徳弘議員の御質疑にお答えします。

（4）番で「遺憾の意を表する」ということですが、この内容につきましては、読み上げさせていただきますと、川南町選定委員会委員長が川南町教育委員会に対して発した1月31日付けの選定委員会の結果について、失格とした旨の記載が誤りであることを、町として認めるものであります。それを教育委員会のほうも発出したということで、そのことに関しましては、原告に対して大変申し訳ないという意味での遺憾の意ということであります。ただ、これをどういうふうに公表するかということでもありますけども、これはもう裁判上の和解ですので、裁判として記録が誰でも見られるようになりますので、特段こちらで公表するとか、そういった行為は行う予定はありません。

以上です。

○議員（徳弘 美津子議員） この案件については、前の町長のときのものですが、今の町長、宮崎町長はこのようなことをどういうふうに皆様に、現在の町長の立場でやっぱり謝らなければいけないものなのかどうか。ただ、何も相手側にとってそれだけでいいものなのかどうか。町としてこれだけ去年とても大きな問題になりましたが、今の町長としてお気持ちを伺います。

○議長（中村 昭人議員） 徳弘議員、今、質疑ですのでどうですか、そこあたり。

○議員（徳弘 美津子議員） 答えてくれたらいいけど。

○町長（宮崎 吉敏君） 今回の訴訟については、原告側が求めたものというのは、原告側の信用を確保する、それから、それ以外のことについては訴訟の中で求めておりません。ですから、今回一連の中であったことについては、この和解案の中に町としてミスを認める、このことに関しては原告側もこのことで理解したということです。

今回の訴訟は、原告側が今後、様々な活動をする中で失格という言葉が今後の事業に影響する、これが一番の大きな争点だったと思います。そのことに関しては、失格として取り扱いはいはしていない。

また、選考委員会の会長名で出したということは、これは誤りですということを認めるということで相手側も理解してもらっています。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（北原 輝隆議員） 失礼します。この訴訟上の和解についてということで、幾つか疑問点がありますので、まず1つだけ。

和解の中身で、「川南町長、川南町教育委員会及び本件手続の川南町選定委員会がいずれも候補者として応募した原告を失格にした事実がないことを確認する」ということがあるんですけども、原告側に川南町教育委員会名で結果通知を行ったと思うんですけど、その中においては、どのような内容で事実確認、記載内容で行われたのかということがちょっと疑問になるんですけども、ここのところは公開するとかいうことは可能なんでしょうか。

○教育課長（三好 益夫君） ただいまの御質疑にお答えいたします。

教育委員会のほうから原告側に文書が出たということなんですけど、こちらのほうは選定委員長から文書のほうが教育委員会のほうに通知されてきました。こちらのほうを原告側さんにお伝えしないといけないという趣旨でということで通知文のほうを発出しております。あくまでも教育委員会といたしましては、選定委員長から来た文書を相手にお伝えする、伝達するという意味での文書を出しているところです。中身に関しましても、お伝えしますという内容にとどまったものになっております。

実際、こちらのほうは今まで公文書として保存しておりますので、開示請求等あった場合には開示して出しておるところであります。

以上でございます。

○議員（北原 輝隆議員） ありがとうございます。できましたら、開示請求等を進めて中身についての検証を進めさせていただければと思います。

2点目、和解の理由については、宮崎地方裁判所から「職権による和解勧告」ということを聞いております。この「職権による」というところについては、いかが解釈すればよろしいのでしょうか。町長、お願いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの御質疑にお答えします。

和解の理由についての宮崎地方裁判所からの「職権による」ということですが、今回の和解案に関しましては、原告側からこの文書、提案がありました。それを裁判官のほうで双方の意見を聞きながら作成されたものになっております。そういった意味で、「裁判所からの職権による和解勧告」というふうな表現になっております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（中瀬 修議員） 議案第31号訴訟上の和解について、幾つか質問させていただきます。

まず、今回の原告側の失格について事実がない、いわゆる名誉の回復というところにおいて、この和解案というところを受け入れたということ、それから、現指定管理をされているところに対しては特に異議を述べないということもこの中にあります。いわゆる素直に受け入れるということで、町側の判断ということでこれを受け入れたということで解釈してよろしいのかということをお尋ねします。

○総務課長（小嶋 哲也君） ただいまの中瀬議員の御質疑にお答えします。

今回、原告側が求めた請求の趣旨を再度確認させていただくと、原告を失格とする旨の決定の取消しと、また、現指定管理者が候補者として決定する旨の取消しの2点が大きく請求された内容になっております。

これについては、（1）番で失格にした事実がないということを確認しておりますし、選定されました現指定管理者についても異議を申し述べないということで、双方で理解をしておりますので、これについては、解釈としましては双方理解の上で納得したというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

○議員（小嶋 貴子議員） 町長にお伺いします。先ほどの答弁の中で、この原告に対して失格にした事実がない、また遺憾に思うということを通じて町のミスと認めると言われましたが、今回この町のミスの原因とか理由、またその責任を追求していくことを考えておいででしょうか。

○総務課長（小嶋 哲也君） 小嶋議員の御質疑にお答えします。

その責任について追求していくのかということだと思いますけども、今回の和解案につきましては、原告のほうからそういった趣旨の請求は来ておりませんので、ここでは、現時点ではそういったことは全く考えておりません。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案を慎重に審議するため、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は総務厚生常任委員会に付託します。

ここでお諮りします。来週26日の本会議につきましては、午後1時15分開会にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人議員） 異議なしと認めます。

来週26日の本会議につきましては、午後1時15分開会といたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、引き続き、ただいま付託されました議案について、各常任委員会において審査をお願いします。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時40分閉会
